

入院時の食事療養費一覧

入院時の食事療養費の自己負担額が令和8年6月1日から変更となります。ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

総額	現行	改定後
	自己負担(1食あたり)	690円 →
住民税課税世帯 (下記以外の方)	510円 →	550円
指定難病患者 (非課税は除く) (*1)	300円 →	330円
住民税非課税世帯・低所得Ⅱ (過去1年間の入院期間が90日以内)	240円 →	270円
住民税非課税世帯・低所得Ⅱ (過去1年間の入院期間が90日超)	190円 →	220円
住民税非課税世帯・低所得Ⅰ (*2)	110円 →	130円

*1の方は上記に該当しない

*2は70歳未満の場合該当しない

令和8年6月1日